



# 政治分野における女性の さらなる活躍に向けて

—日本の社会がより強く、  
優しく、しなやかであるように—



## 執筆者からのメッセージ

村上財団は、「日本の社会がより強く、優しく、しなやかであるように。私たちにできることを探していきたい」をビジョンに掲げて、日本の政治分野におけるジェンダーギャップ解消を通じた、さまざまな社会課題の解決を目指しています。そして、このたび、村上財団と同じ想いを持つPwCコンサルティング合同会社と共同で、女性の政治参画に関する社会の理解を一層深めるためのレポートを執筆いたしました。

私は、多様な社会課題を解決するためには、日本の国会・議会がより多様である必要があると考えています。そのため、村上財団では、政治家を志す10代～30代の女性をサポートする「パブリックリーダー塾」を発足いたしました。しかし一方で、「社会全体に女性政治家が増えることによるメリットを、具体的にどのように示せるだろうか。私たち一人ひとりが、女性政治家が増えることによる社会全体へのメリットを改めて考える必要があるのではないか」、そうした想いをずっと抱いてきました。その悩みをPwCコンサルティング合同会社に相談したことが、本レポート執筆のきっかけです。

本レポートでは、女性の政治参画の動向や、女性の政治参画を阻む原因・理由、女性の政治参画が進むことで生まれるポジティブインパクト、そして諸外国の分析を、さまざまな文献をもとに包括的にまとめています。また、大きな特徴として、6名の女性政治家・出馬経験者等にヒアリングを行い、実体験から得られた情報をもとに執筆している点が挙げられます。

女性の政治参画を望み、推進する方々だけでなく、全ての読者の方々に、本レポートが少しでも示唆を与えられることを願っております。

一般財団法人村上財団 代表理事  
村上 フレンツェル 玲

PwCコンサルティング合同会社のソーシャル・インパクト・イニシアチブ（Social Impact Initiative：SII）は、これまでも業界やセクターを超えて社会課題の解決に取り組み、コレクティブ・インパクトの創出を目指してきました。このたびSIIは、一般財団法人村上財団が立ちあげた「パブリックリーダー塾」の「市民団体活動を起点にジェンダーギャップ解消に取り組んでいく」というコンセプトに共感し、本レポートを共同執筆する形となりました。

日本においては、以前よりジェンダーギャップが問題視されており、各業界・セクター・ステークホルダーがさまざまな施策を講じてきたものの、いまだ解消傾向にあるとは言いがたい状況が続いています。それどころか、1980年代初頭には女性議員比率が日本と同程度の低水準であった諸外国においては、政策立案や市民団体活動の活発化により改善傾向が見られる一方、日本では一向に抜本的な改善が見られないことから、結果として日本は世界から取り残され、大きく水をあけられる状況となっています。

多様性が謳われる現在の社会において、ジェンダーギャップの解消は急務です。社会に大きなインパクトをもたらす政界や経済界の意思決定の場では、多様性が確保された状態でさまざまな視点から討議がなされることが望まれます。

PwCコンサルティング合同会社  
Social Impact Initiative ディレクター  
下條 美智子

# エグゼクティブサマリー

世界経済フォーラム (World Economic Forum : WEF) が2022年7月に公表した「Global Gender Gap Report 2022<sup>1</sup>」によると、日本は男女格差を測るジェンダーギャップ指数 (Gender Gap Index : GGI) が0.650となっており、ジェンダーギャップが大きい、つまり男性と女性の格差が大きい状態だと指摘されています。特に政治分野における偏りは大きく<sup>2</sup>、女性の政治参画が喫緊の課題であると言えます。本レポートは、そうした現状と課題を浮き彫りにし、女性の政治参画を加速させるための方策について考察するとともに、女性の政治参画を進めることで、日本社会をより一層、多様性に富んだ、強く、優しく、しなやかなものにするきっかけとたく、執筆したものです。

近代の日本における政治は、一定額以上の税金を納めた男性のみが行う状態からスタートしました。そして、日本において初めて女性の国会議員が誕生したのは1946年の衆議院議員総選挙のときでした。それ以来、国会議員に占める女性の人数や割合は、現在に至るまで、ほぼ横ばい状態が続いています。1980年には女性議員比率が日本と同程度であった諸外国が、さまざまな政策を取り入れて女性議員の割合を増やしている中で、日本は大きく後れを取っていると言わざるを得ません。

その要因は、社会や組織、個人など、さまざまな階層で見られます。具体的には、後述するように、政治は男性が行うものという風潮や、議員間や有権者からのハラスメントのほか、女性候補者を養成する仕組みが整っていないこと、選挙活動・選挙制度そのものが男性中心のままであり女性に不利であることなどが挙げられます。2022年9月から10月に現役政治家や出馬経験者等を対象に実施したヒアリングにおいても、さまざまな場面で阻害要因に遭遇したことが明らかになりました。

しかし、女性が政治に参画することでポジティブなインパクトが生まれることも事実です。女性の政治参画が進むことによって、女性が重視する傾向にある社会課題だけではなく、女性を含めた少数派の課題として捉えられがちな社会課題に対しても光が当てられることにつながります。その結果、女性に限らず、社会全体にとってポジティブな影響が生じると考えられます。

実際に、女性議員が中心となって整備したわが国の法律には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」(2001年施行)、「刑法の性犯罪に関する規定の大幅な改正」(2017年)、「税制改正」(2019年)などが挙げられます。これらの法律は、いずれも女性議員が集まって推進したことによる実績であり、裏を返せば、女性議員一人では成しえなかった功績とも言えます。女性の政治参画が増えることで、女性に関する政策提言のみならず、多様な視点が盛り込まれた政策提言につながることも期待されます。

他方、諸外国に目を向けると、1980年には、国会議員に占める女性の割合が日本と同程度の国がほとんどでした。しかし、そうした国々では、その後、続々とパリティ法 (詳細はP.16 図表9) などのさまざまな施策が導入され、現在では、女性議員の割合が3割以上と、日本の9.7%<sup>3</sup>を大きく引き離す形となっています。女性の政治参画を促す代表的な方法として、クオータ制 (詳細はP.14) が挙げられます。クオータ制を導入している国の中でも特にフランスでは、パリティ法が成立したことで、女性議員の割合が大きく増加したとされています。クオータ制を導入している国々においては、法的な後押しのほかにも、政党や議会、市民団体の取り組みが女性議員の活躍を支えている傾向が見られます。他方、クオータ制を導入せずに女性の政治参画を進めている国も見受けられます。北欧のフィンランドやデンマークでは、男女による性別役割分担意識が固定されず、女性が各分野に進出した歴史があり、誰もが政治家になりやすい風土が見られます。また、米国においては、女性の政治参加や養成の支援に特化したプログラムを開催する市民団体の存在が大きな特徴と言えます。

このように、諸外国の取り組みを踏まえると、政治分野において活躍する女性を増やすためには、法制度や政党、議会、市民団体等、さまざまな分野で、包括的かつ継続的に取り組みを進めていく必要があります。現在、日本ではクオータ制を導入していないことから、国内でまず取り組むとすれば、市民団体による働きかけが有効になるでしょう。

女性の政治参画を後押しする活動が進むことで女性の政治家が増え、その活躍を見てさらに政治家を志す女性が増えていく流れを加速していくことが期待されます。


1 <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2022> (2022年10月11日閲覧)

2 前述のジェンダーギャップ指数において、政治分野は0.061と、146カ国中139位となっている

3 IPU資料 (Monthly ranking of women in national parliaments) 2022年3月現在の下院または一院制議会における女性議員の割合。日本は、衆議院における女性議員の割合を指す。







## 目次

---

### 第1章

女性の政治参画における動向

6

---

### 第2章

女性の政治参画を阻む原因・理由

8

---

### 第3章

女性の政治参画が進むことで生まれるポジティブインパクト

10

---

### 第4章

女性議員によりもたらされた実績

12

---

### 第5章

女性政治家比率が高い諸外国の分析

14

---

### 第6章

示唆・提言

17

---

おわりに

18

---

執筆者

19

---

お問い合わせ先

20

---

## 第1章

# 女性の政治参画における動向

### (1) 国会議員として活躍する女性の比率について

近代の日本における政治は、男性のみで行われる状態からスタートしました。1889年に大日本帝国憲法および衆議院議員選挙法によって選挙権を与えられたのが、15円以上を納税する25歳以上の男性に限定されていたためです。女性が初めて参政権を行使し、戦後初の衆議院議員総選挙が行われたのは、日本国憲法が成立した年と同じ1946年4月10日のことで、大日本帝国憲法が公布された1889年から数えて57年後<sup>4</sup>でした。そのとき、約1,380万人の女性が初めて投票し、82人の女性が立候補した結果、39人の女性国会議員が誕生しました。

女性の参政権を求める声は、明治時代の終わりから高まってきました。1911年に平塚らいてうが、女性文芸誌「青鞥」の創刊号で、女性の解放を高らかに宣言し、1920年には、市川房枝らと「新婦人協会」を結成しました。さらに市川房枝らを中心に1924年に婦人参政権獲得期成同盟会が結成され、参政権を求める動きが積極的に展開されていきました。これらの運動によって女性が政治集会に参加する自由を獲得するなど、いくつかの成果がありました。参政権を獲得するには至りませんでした。

その後、第二次世界大戦後の1945年12月に、衆議院議員選挙法が改正され、その中で初めて女性に参政権が与えられ、男女平等を重視する機運が高まってきました。

1946年当時、衆議院の女性議員は39人で、全体に占める割合は8.4%でしたが、現在は、45人で、9.7%<sup>5</sup>と大きく変化しておらず、女性政治家の人数・比率は長い間ほぼ横ばい状態が続いていることが分かります。

しかし、世界に目を向けると、1980年には女性議員比率が日本と同程度であった諸外国では、1995年以降、女性の政治参画を促すさまざまな施策を取り入れたことで、女性議員の割合が増加し、3割を超える状況になっています。また、スウェーデン等の北欧諸国では、社会保障制度が整備・充実したことで女性が社会進出しやすくなり、1980年にはすでに女性議員の割合が3割程度と、国政の場においても女性が活躍していたことがうかがえます。

約40年前には日本と同じような状況であったにもかかわらず、その後の取り組みで大きな差をつけ、現在では女性議員の活躍どころか、党首や首相を女性が務めている諸外国と比較して、日本は大きく後れを取っていると言わざるを得ません。

### (2) 日本における女性の政治参画の現状について

日本では昭和期から性別格差の是正に向けた法律が制定され、一部の女性政治家が要職に就くことはありましたが、議員および首長の割合は微増傾向にとどまっています。2018年、2021年と二度にわたって改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）において掲げられている成果目標「衆議院議員、参議院議員、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合35%（期限：2025年）」との間には、いまだに大きな乖離が見られます（図表1、2参照）。

ここまで見てきたとおり、長年の間に国内外で女性の政治参画に関する法律が制定されたり、女性運動が行われたりしてきたにもかかわらず、日本では現在においても女性の政治参画が進んでおらず、女性政治家はいまだ少数派であると言えます。

4 いくつかの条件緩和を重ね、1925年に25歳以上の男子全員（6年以上の懲役・禁錮に処せられた者や現役軍人等を除く）に選挙権が与えられた。

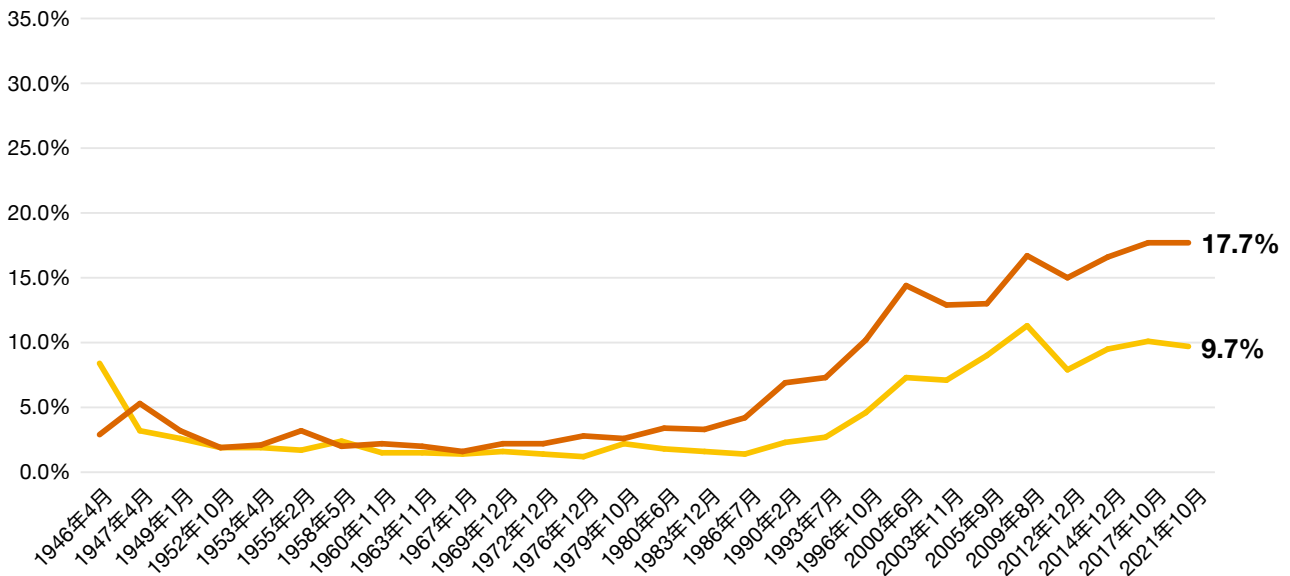
5 IPU資料（Monthly ranking of women in national parliaments）2022年3月現在の衆議院における女性議員の割合を指す。

6 政治分野における女性のさらなる活躍に向けて

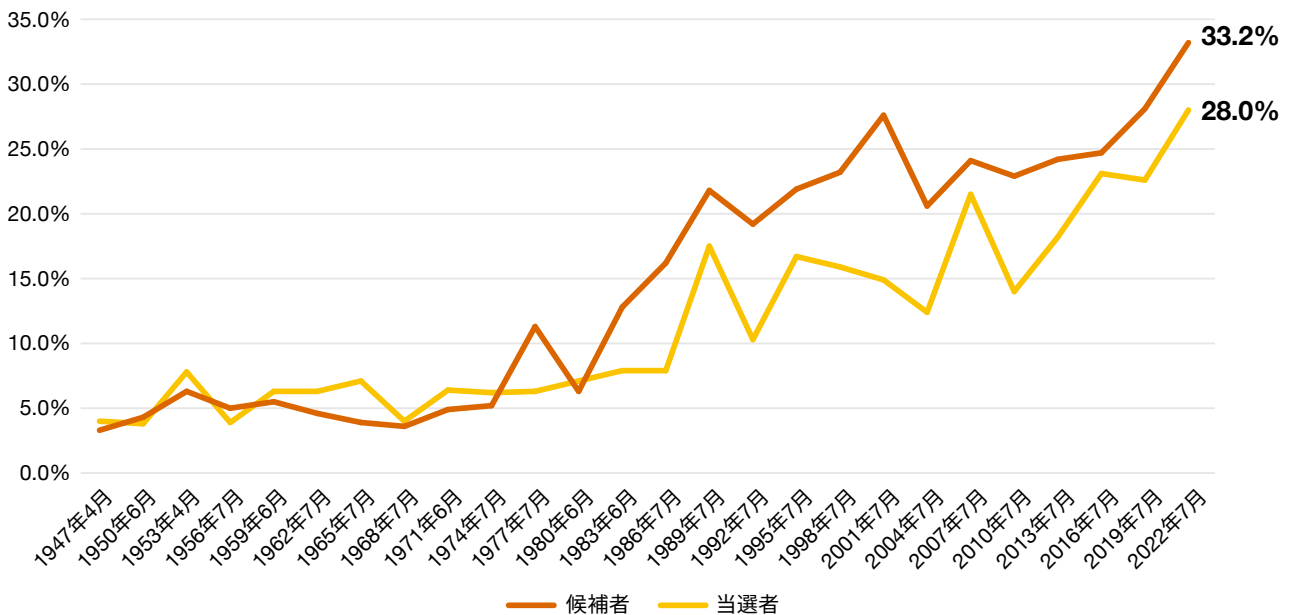


図表1：議員総選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移

衆議院議員総選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



参議院議員総選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



出所：総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」、「参議院議員通常選挙結果調」をもとにPwC作成

図表2：議員、首長に占める女性の割合

	国会		地方議会		首長	
	衆議院	参議院	都道府県議会	市区町村議会	都道府県知事	市区町村長
女性割合	9.7%	25.8%	11.6%	14.8%	4.3%	2.0%
総数（男性＋女性）	465	248	2,621	29,608	47	1,739
女性数	45	64	305	4,382	2	34

出所：内閣府男女共同参画局「内閣府説明資料 令和3年11月17日」、NHK開票速報をもとにPwC作成（衆議院は2021年12月、参議院は2022年7月、都道府県議会は2021年8月、市区町村議会は2020年12月、都道府県知事・市区町村長は2020年12月時点）

## 第2章

# 女性の政治参画を阻む原因・理由

第1章で言及したとおり、日本における女性の政治参画は長期間にわたって大きく変化していません。なぜ、日本の女性の政治参画は諸外国のように、また、日本の掲げる目標どおりに進まないのでしょうか。

その要因として、社会や組織、個人などさまざまな階層で見られる、女性の政治参画に対する阻害要因が挙げられます。

今回、本レポートの執筆にあたって現役政治家や出馬経験者等、属性の異なる6名の女性に、2022年9月から10月にかけてそれぞれヒアリングを実施しました。実際に個人が選挙や政治活動に取り組む中で、さまざまな場面でこうした阻害要因に遭遇し、苦慮していることが明らかになりました。

その中には、明らかに女性の政治参画について誹謗中傷するものから、意図せず女性に政治参画への抵抗感を抱かせる「雰囲気・空気」のようなものまで、さまざまな要因があります。いずれも政治参画を志す女性に対して、多大な負荷やストレスを与えているということを、改めて確認できる結果です。

今回実施したヒアリングの内容や既存の調査研究結果を踏まえると、以下のような特徴があることが分かります（図表3参照）。



### 【社会】

政治は男性が行うものという風潮、議員間や有権者からのハラスメント



### 【家庭】

議員活動と家庭生活との両立が難しい、家族や周囲からの支援・理解を得にくい



### 【個人】

自分の力量に自信が持てない



### 【制度・ルール】

女性候補者を育成するための機会が少ない、選挙活動・制度そのものが男性中心のままである／女性に不利である





図表3：女性の政治参画に対する阻害要因と事例

カテゴリ	原因・理由	事例
<b>社会</b> 	政治は男性が行うものという風潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治家は世襲議員の割合が高く、また、後継者に男性を選ぶケースも多く、政治家に娘がいても娘婿を出馬させることも多々見受けられる。日本社会、特に地方部においては「政治は男性がするもの」という昔ながらの意識が強く残っているように感じた。</li> </ul>
	議員間や有権者からのハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区、特に出身地において事実無根のスクランダルのような噂が流され、自分だけでなく家族や知人、家業にも迷惑がかかった。</li> <li>選挙活動において「女性であること」をアピールするよう言われた。実際に女性であることを積極的にアピールする人もいる。本人の意に反して、このようなことを無理強いする慣習や雰囲気があった。</li> <li>メディアへの露出を積極的に行ったところ、不審者が訪問してきたり不審物が送付されたりと身の危険を感じた。</li> <li>選挙に出て公人になることで、自宅住所が特定され、プライベートな事柄が明るみに出るのはないか、という潜在的な不安を感じた。</li> <li>有権者から「かわいいので投票した」と言われた。票を投じてくれたことはとても嬉しかったが、一方で、本人の実力や政策を見られていないという事実に違和感を覚えた。</li> </ul>
<b>家庭</b> 	議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の冠婚葬祭や有権者との懇親会に頻繁に参加する必要があり、公職選挙法に違反する恐れと周囲の反発があるため、子どもを自宅や事務所に置いて外出せざるを得ないことが多かった。</li> <li>家族や近い人からでさえ、子育てをしながら選挙活動をするということについて否定的な意見があり、協力を取り付けることが非常に困難であった。</li> <li>特に年配の方は「子育ては女性がするべき」という既成概念を強く持っており、賛同を得ることが難しかった。</li> </ul>
	家族や周囲からの支援・理解を得にくい	
<b>個人</b> 	自分の力量に自信が持てない	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙への出馬を打診されたが、そもそも議員の仕事がどのようなものか、出馬にあたりどの程度の自己負担が必要となるのか等が分からず、大きな不安があり数カ月間悩んだ。</li> <li>女性政治家同士のつながりが少なく、手本とすべきロールモデルも身近にいないことから、何をどのように学ぶべきか、長い間暗中模索した。</li> </ul>
	女性候補者を育成するための機会が少ない	
<b>制度・ルール</b> 	育児・出産・介護等に対応する制度が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙期間中は長時間ビラ配りや街頭演説を行うため、家事や育児などと両立させることは体力的に非常に難しいと感じた。</li> <li>女性には周期的な体調の波があるため、選挙活動のピークと体調不良のタイミングが重なると、男性と比べて活動量が少なくなった。</li> <li>選挙活動におけるモデルは主に男性である。特に既婚者の場合は「政治家の妻」という存在がいるため、選挙区内の冠婚葬祭に妻が参加したり、育児や家事は妻が担当したりと、二人力で活動できる。一方、女性政治家には「政治家の夫」という強力なサポーターがいることは少ない。</li> </ul>
	選挙活動・制度そのものが男性中心のままである／女性に不利である	
<b>その他</b>	政治活動資金の調達に男性より困難、女性の政治参加の歴史が短いことにより非公式ネットワークを持つことが困難、など	

出所：PwCが実施したヒアリングのほか、労働政策研究・研修機構「政治家というキャリア——議員職のジェンダー分析」（2020）、内閣府男女共同参画「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」（2021）、IPUジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書（2022）、公益財団法人日本国際交流センター「2022年日米女性リーダーズ・ダイアログ」（2022）、日経xwoman「ジェンダーギャップ過去最低の日本 若手女性議員の意見」（2019）等をもとに、PwC作成

## 第3章

# 女性の政治参画が進むことで 生まれるポジティブインパクト

ここまで、女性の政治参画を阻む原因・理由をご紹介しましたが、本章では女性の政治参画が進むことで、どのようなポジティブなインパクトが生まれるかについて考察します。

既存の複数の調査研究によると、男女では政策選好が異なる傾向にあり、議論の場に女性が参加する、すなわち議会の構成員に多様性があることは、多様な政策立案につながると言われています（図表4参照）。

特に政策テーマについては、男性は外交、防衛、経済・産業政策といったテーマへの関心が強く、女性は子ども・教育、人口問題、家族、社会福祉、震災復興・防災、雇用・就職等のテーマへの関心が強い傾向があります。

また、政策立案のプロセスでは、女性比率が高い議会ほど、法案の提出件数や法律の成立件数が多い傾向にあります。社会への効果としては、出産・育児・病気・介護等が女性だけに訪れるライフイベントではないという意識改革に

つながり、女性だけではなく、あらゆる議員がワーク・ライフ・バランスを保った形で務めることが可能になるという効果も見られます。このほか、女性が国や政党のリーダーになることで、施策に生活者の視点が盛り込まれたり、一部の限られたメンバーだけで政治を独占することなく開かれた形にしたりするという副次的な効果もあるでしょう。

こういった傾向は、女性だけに見られるものではありませんが、多くの女性が政治に参画することで、より一層の変化をもたらすでしょう。

このように女性の政治参画がさらに進むことで、女性を含む少数派の課題として捉えられがちな社会課題に対しても光が当てられるようになり、国民全体で解決していこうという機運が高まるため、女性だけではなく、男性、そして社会全体にとってポジティブな影響が生じるものと考えられます。

図表4：女性が政治に参画することによる影響の既存調査結果例

影響	既存の調査結果などの例	出所
政策化するテーマの種類	女性議員比率が10%増えると、夫婦間のレイプ、DV、およびセクハラに関して全面的な防止法が施行される可能性が10%高まる。日本では、1990年代に女性国会議員の尽力により男女雇用機会均等法やDV防止法などの女性政策推進の立法が進んだ。	朝日新聞出版・三浦まり「日本の女性議員 どうすれば増えるのか」(2016)
	男女の候補者の政策選好に違いがあり、女性国会議員は、国会審議において、女性に関する政策課題のほか、教育、介護、家族といった有権者にとって身近な政策争点について高い頻度で言及している。	尾野嘉邦「国政レベルにおける女性政治家の行動 政治家の性別は政策選択と政治活動に差異をもたらしているか」『法学』79巻4号(2015)
	男性議員と女性議員では、政策選好が異なることがわかっており(Lovenduski and Norris 2003; Inter-Parliamentary Union 2008)、日本においても男性国会議員が「景気対策」「外交・安全保障」「産業政策」を重視する傾向にあるのに対して、女性国会議員は「雇用・就職」「震災復興・防災」「教育・子育て」などを重視する傾向にあることが知られている。	連合総研『月刊DIO』特集5・大倉沙江「誰が候補者になるのか? ジェンダー平等や多様な社会の実現に関わる政策の前進に向けて」(2022)

影響

既存の調査結果などの例

出所

政策化するテーマの種類

女性議員の増加は、福祉関連政策、環境、教育などの支出を増大させる可能性が大きいですが、ジェンダーギャップをはじめとする社会の負の部分の是正しようとする力は男性より強く働くと考えられている。また、同時に、防衛費や農業・企業等への補助金の削減圧力の傾向があり、結果的に支出削減もあるという二つの側面がある。

公益財団法人 日本国際交流センター「2022年日米女性リーダーズ・ダイアログ」(2022)

女性議員の増加が政府支出に影響を与え、社会福祉、医療、家族手当などの女性にとって重要とされる分野への支出を増加させる一方、防衛費のような男性にとって重要とされる分野への支出を抑制するというこれまでの研究を紹介したうえで、女性議員比率と政府支出の影響を分析。女性議員比率が20～41%の場合に教育支出にプラスの効果と及ぼし、15～35%の場合に医療支出にプラスの効果と及ぼす。女性議員比率が約30%に達するまでは防衛費は減少するが、これより高くなった場合には影響がなくなる。

Kendall D. Funk et al., "Point break: using machine learning to uncover a critical mass in women's representation," Potential Science Research and Methods, Volume 10, Issue 2, (2022)

政策立案のプロセス

米国の州議会について、女性議員の方が男性議員よりも法案提出件数や法律成立件数が多いこと、女性議員比率が高い議会ほど、法案提出件数や法律成立件数が多い傾向にある。

National Women's Law Center, "Women's Political Representation and Legislative Achievements: How Women are Changing State Legislatures" (2020)

女性議員が増えれば育児や就労など女性の視点に立った政策が進められるようになるほか、男性議員の競争が激しくなり、結果として議員の質が向上する。

NHK解説記事「縮まらない男女格差 女性の政治参加を」『くらし☆解説』(2020) 一三浦まり氏の発言

社会への効果

新型コロナウイルスに対する各国の対策を見ても、女性がリーダーになっている国は比較的うまくできていると評価されている。生活者目線で政治を見られるということも大きいですが、女性には、政治というものを一定の人に独占させず、どんどん開いてシェアしていく力があると考えられる。

日経xwoman「未来の医療崩壊は大丈夫？都立病院が『民営化』の方針」(2020)

議員が妊娠や出産を理由に国会を欠席するのをためらうことのないよう、出産前後の議員への支援整備に努めることが与野党で申し合わせられた。出産・育児・病気・介護等の理由で、仕事を休まざるを得ない時期は、男女関係なく、どんな人にも訪れることから、現場では、これらのライフイベントを「女性議員」だけのものとしてではなく、「全ての議員」が自分事としてとらえ、意識を高められるよう、議会改革を進めていきたい。

日経xwoman「ジェンダーギャップ過去最低の日本 若手女性議員の意見」(2019) 一牧島かれん氏の発言

周囲への影響

クオータ制の導入により、女性議員比率を引き上げることで、ジェンダーの公平性の実現のみならず、Jha, Sarangi (2018)の分析結果が示唆する政治の透明性や政府への信頼度の向上という正の外部性が期待できる。

大和総研・柿沼英理子「ジェンダー多様性がもたらす正の外部性とは なぜ女性首脳が率いる国は新型コロナウイルス対応の評価が高いのか」(2020)

出所：各種資料よりPwC作成

## 第4章

# 女性議員によりもたらされた実績

日本において女性議員によってもたらされたことを調べたところ、さまざまな法律の成立に女性が尽力していたことが明らかになりました。主要なものとしては、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（2001年施行）、②刑法の性犯罪に関する規定の大幅な改正（2017年）、③税制改正（2019年）の3点が挙げられます。

### (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（2001年施行）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）は、超党派の女性議員たちが推し進めた議員立法として制定された法律です。

1998年に、参議院の調査会の中に、共生社会に関する調査会が立ち上がり、当時、女性に対する暴力の問題が国際的な人権会議などの場で問題になっており、日本国内においても暴力から女性を守るための基金を作ったりしていたことから、女性に対する暴力の問題に取り組むきっかけとなりました。総理府（現在の内閣府）が実施した調査結果から、20人に1人が命に関わる暴力を家庭の中で受けていることが明らかとなり、男性議員も女性に対する暴力の問題への検討に協力的になりました。共生社会に関する調査会理事会のもとに、各党派から構成された「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム<sup>6</sup>」が設置され、プロジェクトチームの女性議員が議論し、練り上げた内容を、各政党にフィードバックして了承を取り付け、法案を策定するという流れができていたことも、法律制定の大きな成因と言われています。そのプロジェクトチームで、3時間程度のワーキングチームを3年間で30回程度開催する中で、当初は「男性から女性への暴力」のみに焦点を当てていましたが、「女性から男性が暴力を受ける」場合も対象となるという意見があり、「配偶者からの暴力防止」という名前になって2001年に法律が施行されました。

### (2) 刑法の性犯罪に関する規定の大幅な改正（2017年）

刑法の性犯罪に関する規定が2017年6月に、110年ぶりに大幅に改正された際にも、松島みどり議員、森まさこ議員、上川陽子議員といった歴代の女性法務大臣たちのリーダーシップや、一般社団法人Springの前身となる被害者の人々や団体などの熱心な活動がありました（図表5参照）。

110年前は明治時代の終わりであり、女性に参政権はなく、治安維持法で女性が集会を持つことが禁じられていました。そのため、男性だけの有権者が選んだ議員が作った法律には、女性の声が反映されていませんでした。本改正により、男女平等になっていなかった部分の不備が見直されることとなりました。ただし、被害者の声を反映できた部分もありますが、まだ不十分な点も多いことから、2020年に刑法の見直しを検討することが附則として記載されました。その後、2020年4月に法務省内に性犯罪に関する刑事法検討会が設置され、約1年間の検討を経て、2021年5月21日に取りまとめ報告書が公表されました。しかしその内容は法改正に関する論点整理にとどまっており、現在も議論は続いています。

6 チームメンバーは、南野知恵子氏（座長、自民党）、小宮山洋子氏（民主党）、林紀子氏（共産党）、大森礼子氏（公明党）、三重野栄子氏（社民党）、堂本暁子氏（無所属・参議院クラブ）であった。



図表5：性犯罪に関する法律の改正実現までの道のり

2014年9月	松島みどり法務大臣（当時）が「強姦が、強盗より罪が軽いのはおかしい」と発言
2014年10月31日～ 2015年 8月 6日	法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催 ※取りまとめ報告書において、性被害の現実を理解していない意見も見られた
2015年10月19日	法務大臣が、有識者で構成される法制審議会に検討を依頼（諮問）
2015年11月 2日～ 2016年 6月16日	法務省「法制審議会－刑事法（性犯罪関係）部会」を開催 ※性暴力被害の現実を理解した発言が多く聞かれた
2016年 9月12日	法制審議会から法務大臣に検討した結果を答える（答申）
2017年 1月～	第193回国会 ※一般社団法人Springは議員45名と面談し、性被害当事者の声を届けた
2017年 6月16日	刑法性犯罪が改正

出所：一般社団法人Spring「見直そう!刑法性犯罪<sup>7</sup>」等をふまえてPwC作成

### (3) 税制改正（2019年）

2019年末に改正された税制では、子どもの有無に関係なく配偶者と離婚・死別した人の所得税を軽減する「寡婦控除」と同等に、ひとり親の所得税を軽減する「ひとり親控除」が創設されました。この際には、自民党内の女性議員で作る議員連盟「女性議員飛躍の会」（代表：稲田朋美氏）のメンバーが中心となり、総理大臣官邸で菅義偉官房長官（当時）と面会し、未婚のひとり親にも、児童扶養手当を受けているかどうかにかかわらず、配偶者と死別や離別したひとり親と同じく、寡婦控除を適用するように求めたとされています。自民党内では、未婚のひとり親でも事実婚は優遇の対象から外す案も浮上しました。しかし現在の寡婦控除は事実婚かどうかの条件がないため、未婚にも「等しく」「公平」な税制上の支援策になるよう「女性議員飛躍の会」が指摘をしたことで、自民、公明両党の税制調査会が、未婚のひとり親に対して寡婦控除と同等の税制優遇制度を創設することで一致しました。

これらは、いずれも一人の女性議員による実績ではなく、女性議員が集まって推進したことによる実績であることが一つの特徴と言えます。実際に、今回2022年9月から10月にかけて女性政治家・出馬経験者等にヒアリングを行った中でも、女性議員の横の連携、つまり政党を超えた連携が重要であるという声が多く聞かれました。女性同士が横の連携により活動を展開することで、男性目線では見えなかった課題に気付き、解決への道筋を見つけることができると考えられます。

本章では、女性に関わりの強い内容について女性議員が推進した法改正に関する事例をご紹介します。女性政治家がいなければこれらの法案が成立していなかったであろう日本の現状を考えると、女性の政治参画が日本の社会において、いかに重要なものであるかがうかがえます。また、女性政治家が増えることは、女性に関する政策提言のみならず、画一的な属性の施政者からは生み出されにくい、生活者やマイノリティ等、多様な視点が盛り込まれた多様性に富む政策提言にもつながると期待できます。



7 <https://www.moj.go.jp/content/001316277.pdf>（2022年10月11日閲覧）

## 第5章

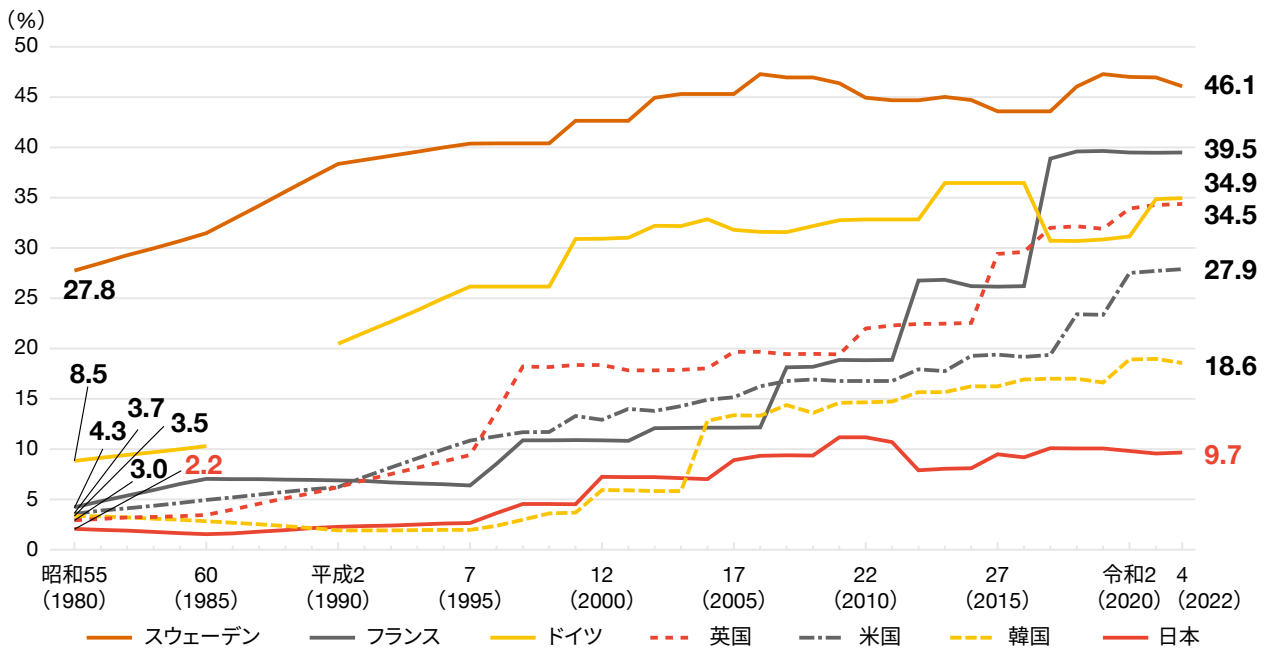
# 女性政治家比率が高い諸外国の分析

前章では、日本において女性の政治参画が進むことで、実際に法律の制定・改正等につながった例をご紹介しました。ここでは、諸外国において女性の政治参画がどの程度進んでいるのか、また、女性が政治参画するようになった過程について整理します。

1980年代は、スウェーデンを除く諸外国と日本の国会議員に占める女性の割合は同程度でしたが、その後、諸外国では、国会議員に占める女性の割合が増加している一方、日本のみがほぼ横ばいの推移となっています（図表6参照）。

女性の政治参画を促進する一つの方法として、クオータ制が挙げられます。クオータ制とは、ポジティブ・アクションと呼ばれる手法の一つです。政治分野においては、議員定数や候補者数のうちの一定割合を女性にすることなどをあらかじめ定めておく制度のことで、男女間格差を是正する効果が期待されています（図表7参照）。世界の約7割の国と地域が、性別によるクオータ制を国政レベルで導入しています<sup>9</sup>。採用している国と地域のほぼ半数が、「政党による自発的クオータ制」を採用しています。また、地域別に見ると、欧州での導入率が7割を超えています。

図表6：諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. IPU資料 (Monthly ranking of women in national parliaments) より作成。調査対象国は令和4 (2022) 年3月現在189カ国。昭和55 (1980) 年から平成7 (1995) 年までは5年ごと、平成9 (1997) 年以降は毎年の数字。各年12月現在 (平成10 (1998) 年は8月現在、令和4 (2022) 年は3月現在)。  
2. 下院または一院制議会における女性議員割合 (日本は衆議院における女性議員割合)。  
3. ドイツは昭和60 (1985) 年までは、西ドイツの数字。

出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書<sup>8</sup>」よりPwC作成

8 [https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04\\_print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf) (2022年10月11日閲覧)

9 民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) GENDER QUOTAS DATABASE (2022年10月時点)

本レポートでは、法制度や政党、議会、市民団体等で特徴的な動きがある国を分析対象としています（図表8参照）。クオータ制を導入している代表的な国のほか、クオータ制が導入されていないにもかかわらず、導入している国と同程度以上の女性議員比率を達成している国を3カ国選定しました。また、クオータ制がある国の中でも、カナダは、小選挙区制と議院内閣制を取っていることから、日本と類似した選挙制度として参考になるものと考え、分析対象としています。

これらの国の取り組みを分析した結果、クオータ制がある国においては、

- 【法制度】フランスでは、パリテ法を整備し、女男平等高等評議会によってパリテの監視が行われている
- 【政党】英国では、労働党が予備選挙の最終候補者を女性に限定する制度を持つ
- 【議会】韓国では、女性議員のネットワークがある
- 【市民団体】カナダでは、女性候補者への政治教育や、超党派の取り組みを支援するイコール・ボイス（Equal Voice）という組織を設置している

等の取り組みを行うことで、女性の政治参画や女性議員の活躍を後押ししていることがわかりました。

一方、クオータ制がない国については、それぞれ個別の背景が見られました。

米国においては、クオータ制に頼ることなく女性議員の割合が増加しています。その要因としては、女性の政治参加や養成の支援に特化した団体やプログラムが多く設立されたことが挙げられます<sup>10</sup>。特に、多くの団体が、政界に進出する女性たちを支援するだけでなく、人種および民族の多様性をはじめとする多様化に焦点を当てている点が特徴です。また、それらの活動により、女性の政治参画が増加し、さらに団体やプログラムの増加につながっています。

フィンランドでは、女性の選挙権、被選挙権の導入が1906年と日本よりも40年以上早かったことが、女性議員の割合が高い背景の一つです。また、社会保障制度が整備・充実したことで女性が社会に進出しやすくなり、男女による性別役割分担意識が固定されず、女性が各分野に進出した歴史もあります。さらに、フィンランドの地方政治では、政治家への報酬があまり高くないことから、別の職業と兼業している人も多く見られます。自身が住んでいる地域をより良

図表7：クオータ制の種類

議員割当制	法的候補者クオータ制	政党による自発的クオータ制
議員のうち、一定数を女性に割り当てることを、憲法または法律のいずれかにおいて定めている。	議員候補者の一定の割合を女性または男女に割り当てることを、憲法または法律のいずれかにおいて定めている。なお、遵守を義務付けるか努力義務とするかは、国によって異なる。	政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性または男女に割り当てることを求める。

出所：各種資料よりPwC作成

図表8：本レポートで分析対象とする国の概要

国名	クオータ制の有無	女性議員の比率（2022年6月現在）
フランス	政党による自発的クオータ制、法的候補者クオータ制	下院39.5%、上院35.1%
英国	政党による自発的クオータ制	下院34.5%、上院28.6%
カナダ	政党による自発的クオータ制	下院30.5%、上院48.9%
韓国	法的候補者クオータ制	下院18.6%
米国	なし	下院28.1%、上院24.0%
フィンランド	なし	下院45.5%
デンマーク	なし	下院39.7%

出所：各種資料よりPwC作成

10 内閣府「令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」、[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku\\_research\\_2020.html](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku_research_2020.html)（2022年10月20日閲覧）

くするために政治家を志す人も多く、「誰もが政治家になりやすい」風土があります。そのほか、国民と政治の距離を縮める取り組みが学生時代から行われていることも特徴的です。その結果、女性国会議員が全員所属する「女性議員ネットワーク」が国会で作られ、党派を超えて議論を行い、制度改正にもつながっています。

デンマークでは、1915年に女性に参政権が与えられていたことから、1918年には初の女性議員が選出され、1924年には初の女性閣僚が就任するなど、フィンランドと同様、早期から女性が政治分野で活躍をしていました。女性が政治分野で活躍していたのは、デンマークもフィンランドも、女性議員を増やすことに関する法律や条項は定められていないこ

とや、政党内の女性団体ならびに女性運動一般による持続的な働きかけがあること等に起因するものと考えられます。

このように、クオータ制の有無にかかわらず、これらの国々では、政党や議会、市民団体の取り組みを踏まえて、女性の政治参画が盛んになっていったことが分かります。

なお、日本の各政党においても女性政治家の拡大に関するコミットメントや擁立に向けた動きが見られます。しかし、これらの取り組みは一部の政党にとどまっており、目標達成に向けて十分に機能しているとは言えません。そのため上述した諸外国の取り組みと比べると、現時点では実効性のある制度にはなっていないものと思われる。

図表9：諸外国の女性活躍に資する特徴的な取り組み

	クオータ制あり	クオータ制なし
法制度	<p>【フランス】2000年に制定されたパリテ法で男女の候補者が同数と定められており、各政党の候補者数の男女差が全候補者数の2%を超えた場合に政党助成金が減額となる。</p> <p>【韓国】定数300のうち253議席を選出する小選挙区では、選挙区の30%以上に女性を擁立することが努力義務とされており、小選挙区で一定数以上の女性候補者を公認した政党には、女性公認補助金が支給される。</p>	—
政党	<p>【英国】労働党では、候補者を選出する予備選挙の最終候補者リスト（shortlist）を女性に限定する「女性限定リスト（All Women Shortlist）」制度がある。</p> <p>【カナダ】女性候補者向けの研修やメンター制度、政治資金支援の提供（自由党、新民主党、緑の党）を行っている。</p> <p>【韓国】女性候補者への得票率の加算制度や女性候補者優先区等、女性候補者への支援策がある。</p>	<p>【デンマーク】政党内の女性団体ならびに女性運動一般による持続的な働きかけがあった。</p>
議会	<p>【フランス・英国】産休育休の制度や保育所の設置など、議会制度が整備された。</p> <p>【韓国】前・現職議員から構成される女性議員ネットワークが存在する。</p>	<p>【フィンランド】フィンランド国会に作られた「女性議員ネットワーク」には、女性国会議員の全員が所属している。ネットワークは女性議員たちが集い、党派を超えて共通する課題について議論し、制度改正などを後押ししている。</p>
公的機関	<p>【フランス】パリテ監視を行う女男平等高等評議会（HCE）が設置されている。</p>	—
市民団体	<p>【韓国】女性の政治参画を専門領域とする女性団体「女性政治勢力連帯」と韓国の女性団体連帯組織を中心とするロビー活動が実施されている。</p> <p>【カナダ】イコール・ボイス（Equal Voice）では、若い世代の女性・女性候補者・議員に対する政治教育、技能向上のための研修、ネットワーク支援や、ジェンダー平等を推進する政策を実現するため、超党派の取り組みを支援している。</p>	<p>【米国】政治活動委員会（Political Action Committee）と呼ばれる民間の選挙支援組織のうち女性候補者の支援を目的とする団体（2008年現在14団体）が女性候補者に対する資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等を行っている。そのほか、女性候補者を訓練するイマージ（Emerge）、資金調達面で支えるウェイ・トゥ・ウィン（Way to Win）等の団体の動きも活発。</p> <p>【デンマーク】政党内の女性団体ならびに女性運動一般による持続的な働きかけがあった。</p>

出所：各種資料よりPwC作成



## 第6章

# 示唆・提言

ここまで、日本において女性の政治参画が長期間にわたって大きく変化していないことや、その原因・理由として、社会や組織、個人など、さまざまな階層に要因があることをご紹介しました。また、女性の政治参画が進むことによって、女性が重視する傾向にある社会課題だけではなく、女性を含めた少数派の課題としてとらえられがちな社会課題に対しても光が当てられることにつながり、社会全体にとってポジティブなインパクトが生じることが明らかになりました。

すでに女性の政治参画が進んでいる諸外国の取り組みを踏まえると、政治分野において女性が活躍する割合を増やすためには、法制度や政党、議会、市民団体等、さまざまな観点で考えていく必要があると考えられます。

現在、日本ではクォータ制を導入していませんが、今後、クォータ制の導入や、フランスのパリテ法のような法律で、男女の候補者数を規定することも議論される可能性があります。

また、女性の政治参画を後押しする市民団体などの存在が、女性候補者の人数を増やし、政治分野で活躍する女性の割合を増やすことに直結していると考えられます。具体的には、

●米国：女性候補者に対する資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ、女性候補者の訓練

●カナダ：若い世代の女性・女性候補者・議員に対する政治教育、技能向上のための研修、ネットワーク支援

等の取り組みが参考になると考えられます。

そのほか、政党という観点で考えると、英国の女性限定リストのような、女性の政治参画を強力的に後押しするような施策を政党として持つことも可能性として考えられます。あるいは、カナダや韓国のように女性候補者への支援策を充実させていくことも有効でしょう。

議会で働く議員の生活との両立の観点から、産休・育休制度の導入・整備や、審議の時間帯への配慮、保育所の設置、ハラスメント対策などを行い、男女ともに働きやすい形にしていくことも求められます。

また、私たち国民一人ひとりが、政治は男性が行うもので女性の政治参画は必須ではないという考えを転換し、女性も積極的に選挙や政治に参加することで、よりインクルー

シブな社会、多様な属性の人が生きやすい社会へと変えられる可能性があるということを認識していく必要があるでしょう。そのためには、政治分野にとどまらず、日本の社会全体で男女の固定的な性別役割分担意識を変えていき、誰もが過ごしやすい社会にしていくことも重要と言えるでしょう。

こうした、法制度、政党、議会、市民団体等のさまざまな角度からのアプローチを行う取り組みを包括的に推進していくことが、日本の女性議員の増加につながるものと期待されます。一方、これらの取り組みを推進していくためには、長期間にわたって継続的に実施していくことが不可欠です。実際、今回行ったヒアリングにおいて、市民団体による女性に対する教育支援や経済支援、ネットワーク構築支援等の活動が、女性が政治分野に進出するための直接的な効果をもたらしやすいとの意見が複数聞かれました。そのため、国内で最初に取り組むとすれば、市民団体による働きかけが有効と考えられます。

しかし、日本では、特に政治家を志す女性に対する、市民団体による支援や支援プログラムが不足しています。そういったプログラムを開発し、開催・周知していく市民団体の数を増やしていくことが重要になるでしょう。

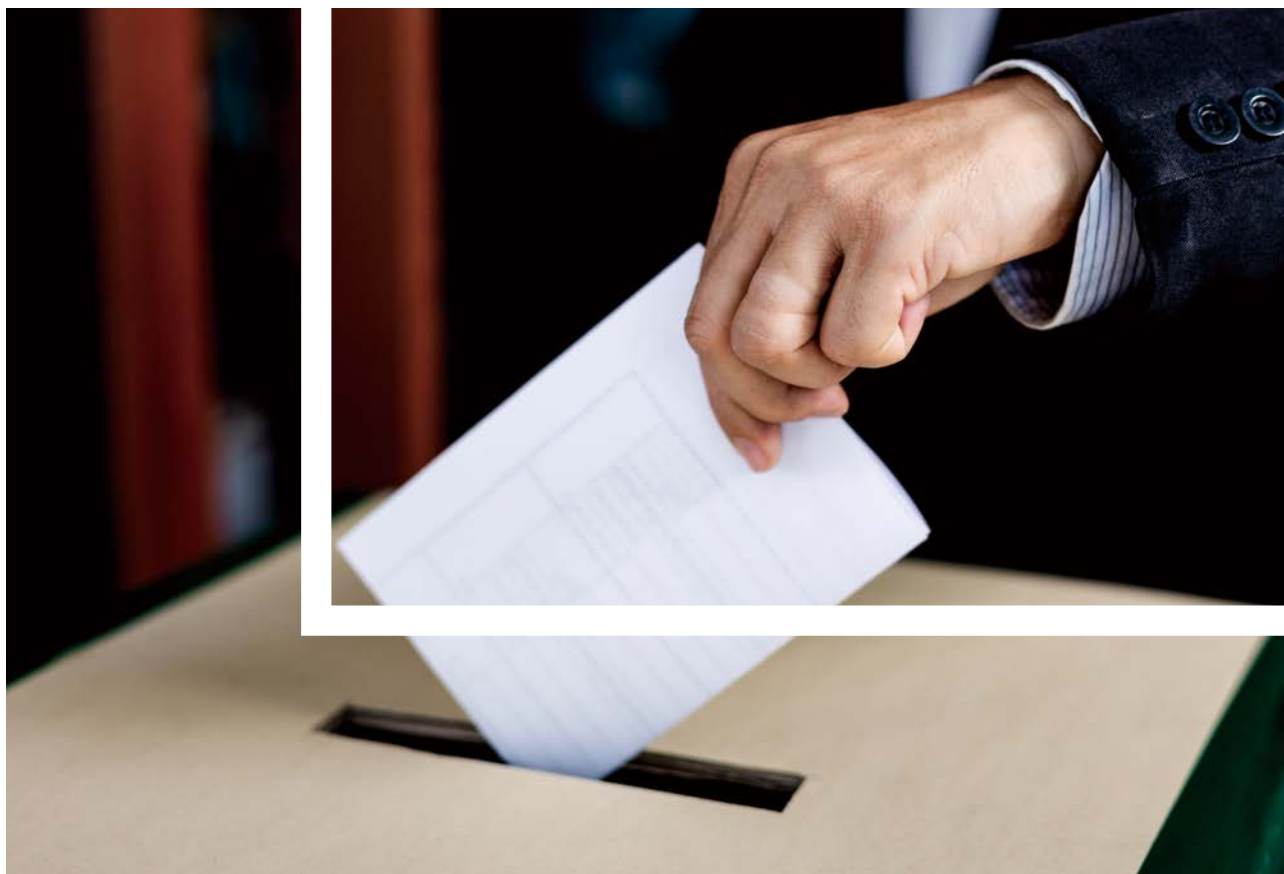
そうした中、一般財団法人村上財団では、「村上財団 パブリックリーダー塾」を2022年11月に開講し、将来的に政治家を志す10代～30代の女性の支援を行っています。これらの取り組みや活動が拡大していくことで、女性の政治参画のすそ野が広がり、政党や議会にも変化を促すことができるものと考えられます。

また、ヒアリングを行った中で、現役政治家や出馬経験者等から政治参画を志す女性に向けてのメッセージとして、「誰でも最初は政治家として未経験だが、政治家として働きながら学び、成長していくことができるため、未経験であることは問題ではない。やろうと思えばできるはず」という強い励ましの言葉がありました。現在は、多くの女性が政治に参画している状況ではありませんが、女性政治家が増え、その活躍を見てさらに政治家を志す女性が増えるという流れはすでに生み出されつつあります。今後、女性を含めた多様な人材の政治参画を後押しする活動が進むことで、この流れが女性から多様な属性に広がり、さらに加速していくことが期待されます。

## おわりに

図表6 (P.14) で示したとおり、1980年にジェンダーギャップが日本と同等レベルであったフランス・英国・米国・韓国は、2022年時点で大きく改善しています。日本は、この間どうすることもできなかったのか？ という思いとともに、さらに先の将来にこの課題解決を先送りしてはいけないという思いを強くします。

ジェンダーギャップを解消すべく、一歩踏み出そうとする人々の間で横の連携を強くするとともに、社会を変えようとする女性を後押しすることで、多様性が確保された社会の実現に取り組んでいきたいと考えます。



# 執筆者

## 一般財団法人村上財団



代表理事  
村上 フレンツェル 玲



事務局長  
藤野 建一郎

## PwCコンサルティング合同会社



パートナー  
宮城 隆之



シニアアソシエイト  
田守 綾



ディレクター  
下條 美智子



シニアアソシエイト  
栞山 幸子



マネージャー  
坪井 千香子



シニアアソシエイト  
杉本 将太

# お問い合わせ先

**PwC Japanグループ**

<https://www.pwc.com/jp/ja/contact.html>



**[www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp)**

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約10,200人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

発行年月：2022年12月      管理番号：I202208-03

©2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.